

平成 28 年度 長野県地域防災計画の修正について

1 主な修正項目

1) 水害に強い地域づくり・警戒避難体制の強化

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の教訓と水防法の改正を受け、警戒避難体制の更なる強化を行うため修正された国の防災基本計画の反映を行いました。

2) 火山防災体制の強化

火山災害警戒地域の指定を受け、必要事項について記載するとともに、長野県登山安全条例の制定を受けて、登山者自らが行う安全確保(登山届等)について記載しました。

3) 熊本地震の教訓を受けたボランティアとの連携・協働体制の強化

被災地でのボランティアの円滑な活動を行い、社会福祉協議会、NPO、NGOとの連携・協働体制を強化するため情報共有の場を設置し、連携のとれた支援活動を行えるよう計画に反映しました。

4) 災害廃棄物対策の強化

廃棄物処理法の改正及び長野県災害廃棄物処理計画の策定に基づき、大量の廃棄物の発生に対応する広域的な連携体制の強化等について計画に反映しました。

5) 被災観光地の早期復興

被災した観光地の早期復興、風評被害防止のため、関係機関が連携した総合的な支援を行うよう新たに「被災した観光地の復興」の項目を計画に追加しました。

6) その他

①平成 28 年台風第 10 号災害の教訓を受けた避難情報の新たな名称変更②長野県現地機関の組織見直しを反映しました。

上記の長野県独自の修正及び関係法令等の改正等を反映し平成 28 年度の修正を行います。

※凡例：火山災害対策編 第2章第2節⇒(火 2-2)

主　な　内　容
1 水害に強い地域づくり・警戒避難体制の強化
(1) 被害軽減の契機となる分かりやすい地域の水害リスクの開示について記載 (風 2-1) (2) 想定される最大規模の降雨による氾濫を想定した浸水想定区域の指定、想定浸水深及び浸水継続時間等の公表並びに市町村へ通知する旨を記載 (風 2-1) (3) 業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化 (代替庁舎・電気・水・食料等の確保等) (風 2-4)
2 火山防災体制の強化
(1) 火山災害警戒地域の指定を受け、該当地域(市町村)の記載と求められる役割を記載 (火 2-1) (2) 長野県登山安全条例に基づく登山者自身の安全確保(登山届等)について記載 (火 2-32)
3 熊本地震の教訓を受けたボランティアとの連携・協働体制の強化
長野県社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等、情報を共有する場の設置について記載 (風 3-39)
4 災害廃棄物対策の強化
(1) 新たに策定した長野県災害廃棄物処理計画(H28.11)の内容を反映 (風 2-34) (2) 仮置き場の確保等災害廃棄物処理計画に定めるべき事項を記載 (風 2-34) (3) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制の確保、及び民間連携の促進について記載 (風 2-34)
5 被災観光地の早期復興
被災した観光地の早期復興、風評被害の防止のため、関係機関が連携した観光地の誘客体制の整備及び総合的な支援について新たに項目を追加 (風 4-7)
6 その他
(1) 平成 28 年台風第 10 号災害の教訓を受けた、避難情報の新たな名称変更について反映 (全般) 避難準備情報→避難準備・高齢者等避難開始、避難指示→避難指示(緊急) (2) 平成 29 年 4 月からの長野県現地機関の組織見直しについて反映しました。(全般) 地方事務所→地域振興局 等

2 今後の予定

長野県地域防災計画がより実効性あるものとなるよう、平成 29 年度以降も、訓練などを通じて課題の検証・検討を行い、必要に応じ県地域防災計画の修正を行います。

また、国の防災基本計画が修正された場合には、必要箇所を県地域防災計画へ反映する予定です。